

平成20年6月13日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 小林裕子

平成19年(ハ)第25929号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成20年5月30日

判 決

原告

同訴訟代理人司法書士

同

同訴訟復代理人司法書士

東京都墨田区江東橋2丁目19番7号

被告

同代表者代表取締役

主

[Redacted]

佐原大介

[Redacted]

[Redacted]

ネットカード株式会社

[Redacted]

文

- 1 被告は、原告に対し、金13万7765円及び内金13万6747円に対する平成19年7月3日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請 求

主文と同旨

第2 事案の概要

1 請求の原因

- (1) 被告は、小口・無担保の貸付を主要な業務内容とする貸金業者であり、原告は、一般市民である。

- (2) 被告は、原告に対し、別紙計算書記載の貸付を行い、原告は、被告に対し、別紙計算書記載の返済をした。
- (3) 以上の取引経過を利息制限法所定の制限利率に引き直して計算すると、金13万6747円の過払金が発生しており、被告は、原告の損失によって法律上の原因なく同額の利得を得たことになる。
- (4) 被告は、原告から利息制限法所定の制限利率を超える利息を徴収することについて「悪意の受益者」である。
- (5) 本件取引は、利息制限法を越えた利息を貸金業者が請求し、取得した場合に該当するので、その違法性を是正すべく当然充当法理を適用し、一連充当計算により過払金の即時返還をさせることによって利息制限法の趣旨を貫徹し、違法状態の即時是正を図るべきである。
- (6) 原告及び被告は、いずれも、完済後、当初契約について明示の解約の意思表示をしておらず、原告と被告の双方が、再度の貸付を想定していたといえること、原告の再度の借入までに被告による再貸付の勧誘行為を受けていたこと、再度の借入時の融資審査に際しては、被告は原告の資力を何ら確認することなく貸し付けたこと、初回契約時の会員カードは完済後も返却を求められたこともなく、再度の借入の際も再発行はされなかったこと、全取引について同一の契約番号で管理されていることから、取引の全期間に渡り同一内容の契約が締結されていたと判断することができるので、各貸付毎に契約書が作成されていても、一連の取引として充当計算することができる。
- (7) 予備的主張として、一連充当計算が認められなかった場合には、原告は、平成20年5月9日の本件口頭弁論期日において、平成7年8月28日から平成9年10月13日までの第1取引において発生した過払金を、平成13年4月11日から平成19年7月2日までの第2取引における貸付金と相殺するとの意思表示をする。
- (8) よって、原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づいて、過払金1

3万6747円、確定利息金1018円及び前記過払金に対する最後の取引日の翌日である平成19年7月3日から支払済みまで年5パーセントの割合による利息金の支払を請求する。

2 被告の主張

- (1) 原告と被告間の本件取引は、原告と被告間において、平成7年8月28日に金銭消費貸借契約を締結し、同年月日に始まり、平成9年10月13日に完済により終了した第1取引と、その後、原告から新たな融資申込を受け、平成13年4月11日に金銭消費貸借契約を締結し、同年月日に新たに始まり、現在まで継続している第2取引があり、それぞれ別個独立の契約に基づく取引である。
- (2) 原告は、各取引の最終入金時にそれまでの毎月の支払金額とは明らかに異なる金額の提供をし、原告自身も債務がないものと認識し、被告もそれを受領し債権がないものとして事務処理を行っていることから、当事者双方に取引を終了させるとの意思が存在したと推測できる。また、第1取引終了時から第2取引開始までの間には、約3年7か月にもおよぼ空白期間があり、このことから第1取引と第2取引はそれぞれが別個個別の契約であることが推測される。なお、第1取引の契約書は、契約終了時において原告に返却済みである。
- (3) 本件では、第1取引が完済により終了している以上、第1取引の各過払金が発生した時点で、充当となる借入金債務が存在していない。したがって、第1取引の過払金が次に新たに締結された第2取引の貸金債務に充当されることはない。また、第1取引は完済により終了し、第2取引はその後の新たな原告からの申込みにより成立したものである。一般に、完済後、従前の顧客より新たな融資申込みがあるかどうかはあくまでも顧客次第であり、被告にとっては偶然の事情にすぎず、第1取引の終了時点において、第2取引が想定されていたということもない。

- (4) 被告が原告に対して有する第2取引の貸金債権額は金15万7342円であり、また、被告が原告に対して負う不当利得返還債務は金8万2771円であるから、これらを対当額の限りで相殺する。したがって、原告の被告に対する過払金は存在せず、被告が原告に対して有する貸金債権は認めるが、過払金については認めることができない。
- (5) 予備的主張として、本件が原告主張の一連一体の取引と解されたとしても、被告は、第1取引について、平成9年11月26日以前に生じた過払金の合計金8万2771円に対しては、消滅時効を援用する。
- (6) 被告は悪意の受益者については否認する。被告は、貸金業法第43条のみなし弁済を主張・立証しないが、利息制限法所定の利率を超過する利率での利息の收受の認識をして過払金に対して悪意であるとは限らない。

3 争点

- (1) 本件取引の個数について
- (2) 本件取引における充当計算について

第3 当裁判所の判断

- 1 原告と被告間において、本件金銭消費貸借契約が締結され、当該契約に基づいて本件取引が行われたことは当事者間に争いがない。
- 2 甲第5, 第9, 第13号証及び弁論の全趣旨によれば、本件取引は、原告と被告間において、平成7年8月28日に始まり、約定利率に基づき貸付と返済を繰り返し、平成9年10月13日に完済により終了した第1取引と、その後、原告から融資申込を受け、平成13年4月11日に新たに始まり、約定利率に基づき貸付と返済を繰り返し、平成19年7月2日まで継続した第2取引が行われたことを認めることができる。
- 3 また、原告と被告間の本件各取引は、被告の同一取扱支店において、全取引について同一の契約番号「XXXXXXXXXX」により管理されており、第1取引契約時に発行された会員カードが再度の借入において再発行されておら

ず、原告が同一の会員カードを利用していたこと、原告が再度の借入までに被告による再貸付の勧誘行為を受けていたこと、再度の借入時の融資審査に際しては、被告は原告の資力を何ら確認することなく、従前の借入と返済の方法と特段の変更もなく、新たな貸付をしたことを認めることができる。

したがって、本件取引については、原告と被告間において、第1取引の完済後においても再度の貸付を想定していたものであり、実質的には継続した一連の取引が行われたと判断することができるので、連続した1個の取引が遭った物として、第1取引の過払金を第2取引の貸付金に充当して計算するのが相当である。

- 4 貸金業者である被告は、原告と被告間において、金銭消費貸借契約に基づく約定利率により貸付と返済を繰り返し行っているうちに利息制限法超過利息を借入元本に充当することにより過払金が発生し、そして、みなし弁済の適用が困難であり、その成立について認められる余地がないことを認識して過払金を受領していたことが認められるので、悪意の受益者というべきである。
- 5 以上の事実によれば、本件取引について、利息制限法所定の制限利率に基づく引き直し計算を行った結果、別表計算書記載のとおり、原告において、平成19年7月2日の時点で過払金13万6747円及び過払利息金1018円が発生していることを認めることができる。
- 6 よって、原告の本訴請求は理由があるのでこれを認容し、主文のとおり判決する。

東京簡易裁判所民事第4室

裁 判 官 平 部 卓 也

利息制限法所定の制限利息で計算した。なお、閏年に伴う利息の計算上、閏年及びその前年については取引がない場合でも12月31日の項目を設けている。

計 算 書

業者名 ネットカード(株)

取引日	借入額	返済額	日数	利率	利息	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息5%	過払利息の 元本充当額
H07.08.28	100,000			18%	0		100,000	0	0	0
H07.09.12		11,000	15	18%	739	10,261	89,739	0	0	0
H07.09.13	109,400		1	18%	44	0	199,139	44	0	0
H07.10.12		12,000	29	18%	2,847	9,109	190,030	0	0	0
H07.10.18	105,030		6	18%	562	0	295,060	562	0	0
H07.11.14		18,000	27	18%	3,928	13,510	281,550	0	0	0
H07.12.11		17,810	27	18%	3,748	14,062	267,488	0	0	0
H07.12.31			20	18%	2,638	0	267,488	2,638	0	0
H08.01.12		18,710	12	18%	1,578	14,494	252,994	0	0	0
H08.02.14		17,800	33	18%	4,105	13,695	239,299	0	0	0
H08.03.11		17,800	26	18%	3,059	14,741	224,558	0	0	0
H08.04.12		17,850	32	18%	3,534	14,316	210,242	0	0	0
H08.05.07		17,800	25	18%	2,584	15,216	195,026	0	0	0
H08.06.11		17,850	35	18%	3,357	14,493	180,533	0	0	0
H08.07.11		17,800	30	18%	2,663	15,137	165,396	0	0	0
H08.08.15		17,800	35	18%	2,846	14,954	150,442	0	0	0
H08.09.12		17,800	28	18%	2,071	15,729	134,713	0	0	0
H08.10.14		17,900	32	18%	2,120	15,780	118,933	0	0	0
H08.11.14		18,000	31	18%	1,813	16,187	102,746	0	0	0
H08.12.13		18,000	29	18%	1,465	16,535	86,211	0	0	0
H08.12.31			18	18%	763	0	86,211	763	0	0
H09.01.16		17,800	16	18%	680	16,357	69,854	0	0	0
H09.02.13		17,800	28	18%	964	16,836	53,018	0	0	0
H09.03.12		17,810	27	18%	705	17,105	35,913	0	0	0
H09.04.14		5,000	33	18%	584	4,416	31,497	0	0	0
H09.04.21		13,000	7	18%	108	12,892	18,605	0	0	0
H09.05.13		17,800	22	18%	201	17,599	1,006	0	0	0
H09.06.16		17,810	34	18%	16	17,794	-16,788	0	0	0
H09.07.11		17,800	25	0%	0	17,800	-34,588	0	57	0
H09.08.15		17,800	35	0%	0	17,800	-52,388	0	165	0
H09.09.12		17,800	28	0%	0	17,800	-70,188	0	200	0
H09.10.13		12,691	31	0%	0	12,691	-82,879	0	298	0
H13.04.11	300,000		1276	0%	0	0	201,915	0	14,486	15,206
H13.05.09		15,000	28	18%	2,788	12,212	189,703	0	0	0
H13.06.07		15,000	29	18%	2,713	12,287	177,416	0	0	0
H13.07.03		15,000	26	18%	2,274	12,726	164,690	0	0	0
H13.07.05	75,617		2	18%	162	0	240,307	162	0	0
H13.08.06		21,000	32	18%	3,792	17,046	223,261	0	0	0
H13.09.05		20,000	30	18%	3,303	16,697	206,564	0	0	0
H13.09.07	73,480		2	18%	203	0	280,044	203	0	0
H13.10.05		20,000	28	18%	3,866	15,931	264,113	0	0	0
H13.11.05		20,000	31	18%	4,037	15,963	248,150	0	0	0
H13.12.05		20,000	30	18%	3,671	16,329	231,821	0	0	0
H14.01.04		20,000	30	18%	3,429	16,571	215,250	0	0	0
H14.02.05		15,000	32	18%	3,396	11,604	203,646	0	0	0
H14.02.13	98,782		8	18%	803	0	302,428	803	0	0
H14.03.06		25,000	21	18%	3,131	21,066	281,362	0	0	0
H14.04.08		20,000	33	18%	4,578	15,422	265,940	0	0	0
H14.05.07		20,000	29	18%	3,803	16,197	249,743	0	0	0
H14.06.05		20,000	29	18%	3,571	16,429	233,314	0	0	0
H14.06.07	94,171		2	18%	230	0	327,485	230	0	0
H14.07.05		20,000	28	18%	4,521	15,249	312,236	0	0	0

利息制限法所定の制限利息で計算した。なお、閏年に伴う利息の計算上、閏年及びその前年については取引がない場合でも12月31日の項目を設けている。

計 算 書

取引日	借入額	返済額	日数	利率	利 息	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息5%	過払利息の 元本充当額
H14.08.05		20,000	31	18%	4,773	15,227	297,009	0	0	0
H14.09.05		20,000	31	18%	4,540	15,460	281,549	0	0	0
H14.10.07		20,000	32	18%	4,443	15,557	265,992	0	0	0
H14.11.05		15,000	29	18%	3,804	11,196	254,796	0	0	0
H14.11.15	335,901		10	18%	1,256	0	590,697	1,256	0	0
H14.12.05		30,000	20	18%	5,826	22,918	567,779	0	0	0
H15.01.06		30,000	32	18%	8,960	21,040	546,739	0	0	0
H15.02.05		30,000	30	18%	8,088	21,912	524,827	0	0	0
H15.03.05		25,000	28	18%	7,246	17,754	507,073	0	0	0
H15.04.07		23,000	33	18%	8,252	14,748	492,325	0	0	0
H15.05.06		24,000	29	18%	7,040	16,960	475,365	0	0	0
H15.06.05		24,000	30	18%	7,032	16,968	458,397	0	0	0
H15.07.07		20,000	32	18%	7,233	12,767	445,630	0	0	0
H15.08.06		24,000	30	18%	6,592	17,408	428,222	0	0	0
H15.09.08		27,000	33	18%	6,968	20,032	408,190	0	0	0
H15.10.06		28,000	28	18%	5,636	22,364	385,826	0	0	0
H15.11.06		27,000	31	18%	5,898	21,102	364,724	0	0	0
H15.12.05		24,000	29	18%	5,216	18,784	345,940	0	0	0
H15.12.31			26	18%	4,435	0	345,940	4,435	0	0
H16.01.05		24,000	5	18%	850	18,715	327,225	0	0	0
H16.02.05		24,000	31	18%	4,988	19,012	308,213	0	0	0
H16.03.05		24,000	29	18%	4,395	19,605	288,608	0	0	0
H16.04.05		24,000	31	18%	4,400	19,600	269,008	0	0	0
H16.05.06		24,000	31	18%	4,101	19,899	249,109	0	0	0
H16.06.07		24,000	32	18%	3,920	20,080	229,029	0	0	0
H16.07.05		22,500	28	18%	3,153	19,347	209,682	0	0	0
H16.08.05		24,000	31	18%	3,196	20,804	188,878	0	0	0
H16.09.06		22,000	32	18%	2,972	19,028	169,850	0	0	0
H16.09.08	66,652		2	18%	167	0	236,502	167	0	0
H16.10.05		30,000	27	18%	3,140	26,693	209,809	0	0	0
H16.11.05		29,500	31	18%	3,198	26,302	183,507	0	0	0
H16.12.06		30,000	31	18%	2,797	27,203	156,304	0	0	0
H16.12.31			25	18%	1,921	0	156,304	1,921	0	0
H17.01.05		30,000	5	18%	385	27,694	128,610	0	0	0
H17.02.08		30,000	34	18%	2,156	27,844	100,766	0	0	0
H17.03.07		30,000	27	18%	1,341	28,659	72,107	0	0	0
H17.04.06		29,000	30	18%	1,066	27,934	44,173	0	0	0
H17.05.09		30,000	33	18%	718	29,282	14,891	0	0	0
H17.06.06		30,000	28	18%	205	29,795	-14,904	0	0	0
H17.07.06		23,000	30	0%	0	23,000	-37,904	0	61	0
H17.07.21	437,000		15	0%	0	0	398,958	0	77	138
H17.08.05		38,500	15	18%	2,951	35,549	363,409	0	0	0
H17.09.05		33,000	31	18%	5,555	27,445	335,964	0	0	0
H17.10.06		33,000	31	18%	5,136	27,864	308,100	0	0	0
H17.11.07		32,000	32	18%	4,862	27,138	280,962	0	0	0
H17.11.16	44,000		9	18%	1,247	0	324,962	1,247	0	0
H17.12.06		39,000	20	18%	3,205	34,548	290,414	0	0	0
H18.01.04		32,000	29	18%	4,153	27,847	262,567	0	0	0
H18.02.03		32,000	30	18%	3,884	28,116	234,451	0	0	0
H18.03.02		32,000	27	18%	3,121	28,879	205,572	0	0	0
H18.04.03		32,000	32	18%	3,244	28,756	176,816	0	0	0
H18.05.02		32,000	29	18%	2,528	29,472	147,344	0	0	0
H18.06.02		32,000	31	18%	2,252	29,748	117,596	0	0	0
H18.07.03		32,000	31	18%	1,797	30,203	87,393	0	0	0

利息制限法所定の制限利息で計算した。なお、閏年に伴う利息の計算上、閏年及びその前年については取引がない場合でも12月31日の項目を設けている。

計 算 書

取引日	借入額	返済額	日数	利率	利 息	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息5%	過払利息の 元本充当額
H18.08.02		30,000	30	18%	1,292	28,708	58,685	0	0	0
H18.09.04		30,000	33	18%	955	29,045	29,640	0	0	0
H18.10.02		30,000	28	18%	409	29,591	49	0	0	0
H18.11.02		30,000	31	18%	0	30,000	-29,951	0	0	0
H18.11.20	112,000		18	0%	0	0	81,976	0	73	73
H18.12.04		48,000	14	18%	565	47,435	34,541	0	0	0
H19.01.04		30,000	31	18%	528	29,472	5,069	0	0	0
H19.02.02		30,000	29	18%	72	29,928	-24,859	0	0	0
H19.02.09	38,000		7	0%	0	0	13,118	0	23	23
H19.03.02		30,000	21	18%	135	29,865	-16,747	0	0	0
H19.04.02		30,000	31	0%	0	30,000	-46,747	0	71	0
H19.05.02		30,000	30	0%	0	30,000	-76,747	0	192	0
H19.06.04		30,000	33	0%	0	30,000	-106,747	0	346	0
H19.07.02		30,000	28	0%	0	30,000	-136,747	0	409	0
元利合計							-137,765		未充当計 1,018	

これは正本である。

平成20年6月13日

東京簡易裁判所民事第4室2係

裁判所書記官 小林裕子

